

## 社会とともに、持続的成長を目指す

エネルギービジネスの展開を通じて、人々の豊かで安全・安心な暮らしを支える企業でありたい。これが、J-POWERグループの願いです。J-POWERグループは、日々の事業活動を実践しながら、社会とともに自らも持続的に発展・成長していくことを目指しています。

## コーポレート・ガバナンス

### 基本的な考え方

J-POWERグループは、「人々の求めるエネルギーを不断に提供し、日本と世界の持続可能な発展に貢献する」という企業理念の下、長期的な企業の発展と企業価値の向上を図り、さまざま

なステークホルダーの皆様からの信頼を得るべく努めています。そのため、コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの徹底は極めて重要な経営課題であると考えています。

### コーポレート・ガバナンス体制

当社は、社外取締役1名を含む取締役会(計13名)と、社外監査役3名を含む監査役会(計5名)を両輪とするコーポレート・ガバナンス体制を構築し、監督・監視機能の強化を図っています。

当社では、業務に精通した取締役が業務執行を担うとともに、独立的な観点から非執行の取締役として経営の意思決定に参加する社外取締役が出席する取締役会などを通じて、相互に監督し合う体制を築いています。さらに、監査役が取締役会をはじめとする会議などへ出席することにより、取締役の職務の執行状況を常に経営監視しています。監査役の半数は、国内有数の上場企業の経営や金融行政などの経験が豊富な社外監査役としており、コーポレート・ガバナンス機能が十分に発揮できる体制を整えていると考えています。

なお、社外取締役と社外監査役については、東京証券取引所の有価証券上場規程の改正に伴い、全員を独立役員(独立性が高く一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役または社外監査役)として指定しています。

#### (1) 取締役の職務執行体制

取締役は「J-POWERグループ企業理念」の下、「J-POWERグループ企業行動規範」に従い、確固たる遵法精神と倫理観に基づき誠実かつ公正な行動を率先垂範するとともに、その社員への浸透を図っています。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固対決することとし、従業員に対しても周知・徹底しております。

当社は、すべての取締役と監査役(社外取締役・社外監査役を含む)が出席する「取締役会」を原則月1回(必要に応じて随時)開催しています。また、業務執行を担う全取締役、全常務執行役員、常勤の全監査役が出席する「常務会」を原則毎週開催し、取締役会に付議する案件、および取締役会が決定した方針に基づく社長の業務執行のうち、全社的な重要事項について審議を行っています。また、個別の業務執行にかかわる重要事項については、全代表取締役、関係する取締役および執行役員、常勤の全監査役で構成する「経営執行会議」を原則月2回開催し、審議を行っています。また、「取締役会」「常務会」「経営執行会議」による機能配分に加え、執行役員制度も導入しています。業務執行を担う取締役と執行役員が、業務執行を分担する体制を構築することで、責任と権限を明確にし、的確かつ迅速な意思決定と効率的な会社運営を行っています。

業務執行を担う取締役は、職務執行の状況を定期的に、また、必要に応じて随時、取締役会または常務会に報告します。また、その内容に関する法令および社内規程に従い議事録を作成し、適正に保存・管理しています。その他の職務執行にかかわる文書についても、社内規定に従い、適正に作成・保存・管理しています。

これらの監督・監視機能に加えて、適切な業務執行を確保するために「業務監査部」を設け、他の機関から独立した立場で内部監査を行っています。また、各機関においても、当該機関の業務執行に関する自己監査を定期的実施しています。



関係会社の管理に当たっては、当社グループの経営計画に基づき、グループ全体としての総合的發展を図ることを基本方針としています。関係会社の管理は社内規程に従って行い、加えて「グループ経営会議」により、企業集団における業務の適正さの充実を図っています。また、監査役および業務監査部が関係会社の監査を実施することで、企業集団における業務の適正さを確保しています。

また、グループ全体における情報交換等を行うことを目的として全社機関長会議（J-POWERサミット）が設置されており、年に数回、社長をはじめとする取締役および執行役員、常勤の監査役、国内外機関の長、主要子会社の代表者等を集めて、グループとして共有・実施すべき事項に関する情報の周知、要請、意見交換などを行っています。

#### (4) リスクの管理体制

企業活動の遂行に当たってのリスクについては、意思決定の過程における相互牽制、各種会議体での審議、社内規程に基づく

平時からの危機管理体制の整備などにより、リスクの認識と回避策を徹底するとともに、リスク発生時の損失による影響の最小化を図っています。

#### (5) 内部統制報告制度への対応状況

金融商品取引法に定められる「財務報告に係る内部統制報告制度」について、当社グループでは、財務部および業務監査部が中心となり、内部統制システムの整備・運用・評価を行っています。

2010年度は前年度に引き続き、金融庁より示された実施基準等に基づいて、「全社的な内部統制」「業務プロセスに係る内部統制」「ITを利用した内部統制」の各項目の整備状況と運用状況に関して経営者による評価を行った結果、財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。この評価結果は「内部統制報告書」として取りまとめ、監査法人の監査を経た上で、2011年6月に関東財務局長へ提出しています。

今後も、当社グループにおける内部統制システムの向上を図り、財務報告の信頼性確保に努めていきます。

### 海外事業等の実施決定（プロセスと管理の体制について）

海外事業の戦略については、毎年、投資規模や地域・電源種別などを勘案し、定期的に、プロジェクトの見直しを図っています。

海外事業を推進する国際事業部門が、可能性調査や関係者との協議といった初期的スクリーニングを数多くの候補の中から実施して、推進していくプロジェクトを選別します。この時、当該国の電気事業制度や国情全般、燃料種別、電力販売先の信用力、電力販売契約の内容、送電インフラなどを入念に調査します。

プロジェクトの選別は、社内にて制定する投融資管理規程に基づき、複数の階層によるチェックと審議を経て、機関決定されます。プロセスとしては、まず、企画・法務・財務部門を交えた実務者クラスによる詳細な検討により、プロジェクトのリスク要因や懸案事項を抽出し、経営議論の論点を整理します。次に、社長を含めた関係役員による経営執行会議を開催し、各論点を経営レベルで審議します。社長の決定権限内にあるプロジェクトについては経営執行会議で決定し、それ以上のプロジェクトについては、さらに審議を継続して、取締役全員が出席する常務会を経て取締役会で最終決定します。

具体的な投資判断については、社内にて制定する投資評価ガイドラインに基づき、事業期間・事業の種類・投資国の信用力などを総合的に勘案して算出される所要のハードルレートと、プロジェクトのIRR（内部収益率）を比較して行います。なお、海外事業ではプロジェクトファイナンスを原則としている

### 株式購入ガイドラインの設定

株主などの視点を経営に反映するとともに、長期的に株主価値の向上に努めるよう促す観点から、取締役および執行役員の株式購入ガイドラインを

ことから、プロジェクトの組成に当たっては、融資を行う金融機関のレビューも受け、常に、技術とファイナンスの両面で合理的な事業設計が行えるよう目指しています。

こうした機関決定を経て着手したプロジェクトは、国際事業部門での日常の運営・管理に加えて、企画・法務・財務部門が定期的にモニタリングを行うことで、設備の稼働率などプロジェクトの採算性に影響を及ぼす事項の状況を把握し、問題の早期発見と対応に努めています。なお、国内のプロジェクトについても、同様のプロセスを経て推進しています。

#### 投融資の審議・決定体制（事業開始時）



設定しています。これに基づき、取締役および執行役員は、役員持株会を通じて当社の株式を毎月取得し、保有することとしています。

## コンプライアンス

当社は、「企業理念」に基づき、事業を遂行する上で守るべき遵法精神・企業倫理に則った行動の規範として、コンプライアンス活動の中核を成す「企業行動規範」を制定しています。また、経営者も含めた社員一人ひとりの業務活動における、より具体的な行動の判断基準として「コンプライアンス行動指針」を定めています。

これらの規範や指針に定めた趣旨が持続的に実効性を持って実現されるように、全社のコンプライアンスは会長が統括しています。その推進体制としてコンプライアンス担当取締役を配置して会長および社長を補佐しながらコンプライアンス推進業務を執行しています。さらに、会長を委員長とする「全社コンプライアンス委員会」を設置して、全社にかかわるコンプライアンスの推進策の審議および実施状況の評価を行い、反コンプライアンス問題への対応を図っています。

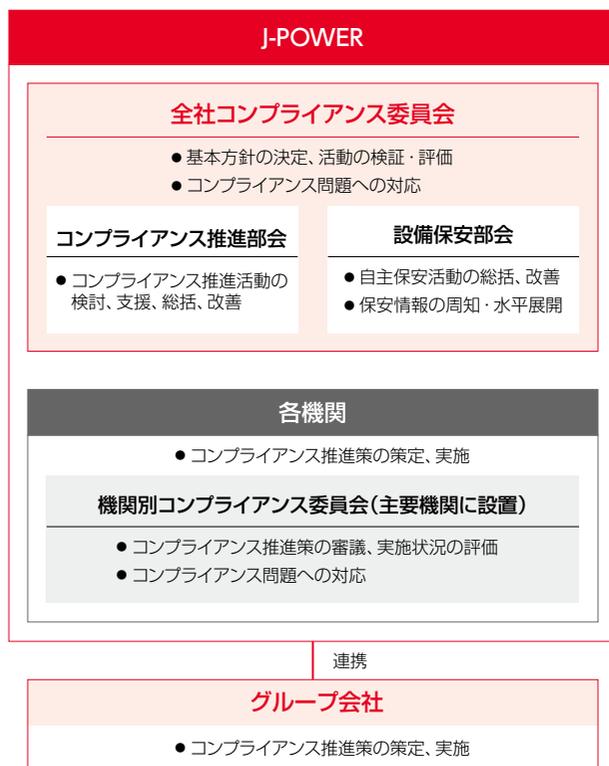
また、コンプライアンス推進にかかる業務を迅速・的確にすすめるために、2011年4月に「全社コンプライアンス委員会」

の下にあった「コンプライアンス推進本部」に代えて、「コンプライアンス推進部会」と「設備保安部会」を設置しました。前者は全社コンプライアンス推進活動、後者は保安規程に基づく自主保安活動に関する事項を総括し、2名の副社長が各部会長を務めています。

支店や火力発電所などの主要機関については、「機関別コンプライアンス委員会」を設置して、各機関の特性に合わせたコンプライアンス活動を展開しています。これらのコンプライアンス委員会にはグループ会社も参加しており、グループ全体でコンプライアンス活動を推進しています。このほか、社員がコンプライアンス上の問題に直面した場合の相談窓口として、業務監査部および外部の法律事務所に「コンプライアンス相談窓口」を設置しています。

J-POWERグループでは、これらの組織と機関が役割分担をしつつ、協力・連携して、コンプライアンス推進に取り組んでいます。

### J-POWERグループのコンプライアンス推進体制



### J-POWERグループのコンプライアンス相談窓口

